

令和3年度

ことしの 税制改正の ポイント

- 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設
- 産業競争力の強化に係る措置
- 所得拡大促進税制の見直し
- 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し
- 電子帳簿等保存制度の見直し

などの主要改正事項を収録



 改正解説動画視聴サービス付き

はじめに

令和3（2021）年度の税制改正関連法案は、3月26日に参院本会議で原案どおり可決、成立しました。本年度の改正は、新たな日常に向けた取り組みや社会と企業の脱炭素化やデジタル化の後押し等に焦点がおかれています。

具体的には、デジタルトランスフォーメーション（DX：デジタル技術を活用した企業変革）への投資促進を促す税制の創設や、2050年カーボンニュートラルに向けた企業投資を促進する税制が創設されました。

企業活動に関しては、研究開発税制の見直しが行われ、賃上げに係る税制では、新規雇用者数に着目した見直しが行われるとともにその要件緩和等が行われています。また、個人関係では、住宅ローン控除（13年間控除特例）の延長等が行われました。一方で、教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置は、制度の趣旨に沿うように見直されています。

そのほか、納税環境整備としては、国税及び地方税とともに、税務関係書類における押印の義務が原則として廃止されることのほか、電子帳簿保存制度が抜本的に見直されました。

本冊子は、令和3年度税制改正の内容を、図表やイラストを用いてわかりやすく解説しました。本冊子が経営者や資産家の方をはじめ、税務会計の実務に携わる方々のお役に立つことができれば幸甚です。

I 法人にかかる税制 改正のポイント 4

- ① 中小企業の支援 4
- ② 産業競争力の強化に係る措置 7
- ③ 株式対価M&Aを促進するための措置の創設 17
- ④ その他の改正 17

II 個人にかかる税制 改正のポイント 19

- ① セルフメディケーション税制の拡充 19
- ② 退職所得課税の適正化 20
- ③ 申告義務のある者の還付申告書の
提出期間の見直し 22
- ④ 総合課税となる同族会社の社債利子及び償還金の
範囲の見直し 23
- ⑤ 法人にかかる税制改正で
個人にも同様の税制改正があるもの 25



III 土地・住宅にかかる税制 改正のポイント 26

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の見直し…………… 26
- 2 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し…… 29
- 3 その他の改正…………… 30



IV 相続・贈与にかかる税制 改正のポイント 32

- 1 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し…………… 32
- 2 その他の改正…………… 37



V その他の税制 改正のポイント 39

- 1 消費課税の改正…………… 39
- 2 納税環境の整備…………… 40

(注) 本冊子の内容は、令和3年4月1日現在の法令等によりますが、以後の法令改正等にも十分ご留意ください。

I

法人にかかる税制 改正のポイント

1 中小企業の支援

(1) 中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の延長 (措法42の3の2)

中小企業者等の法人税の軽減税率の特例の適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

	本則税率		特例による税率
	中小企業者等 (資本金1億円以下の法人等)	年800万円超の所得金額	23.2%
	年800万円以下の所得金額	19%	15%

(2) 中小企業投資促進税制 (中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度) の延長等及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制 (特定中小企業者等が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度) の廃止

(措法42の6、措令27の6、措規20の3、旧措法42の12の3、旧措令27の12の3、旧措規20の8、改所法等附1、45、47)

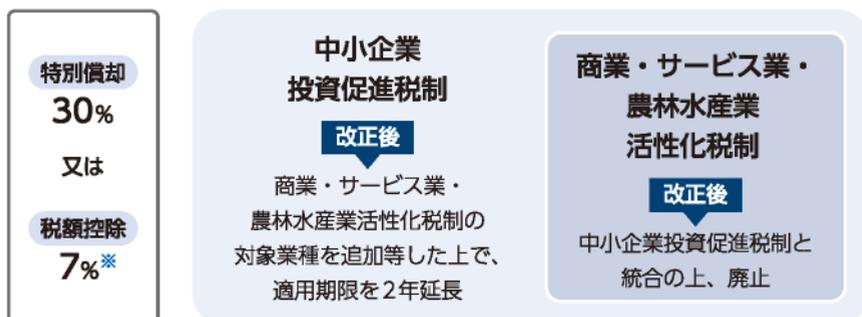
中小企業投資促進税制は、一定の設備投資を行った場合に、特別償却 (30%) 又は税額控除 (7% (資本金3,000万円以下の法人に限ります。)) の適用を認める措置です。

この制度について、令和3年4月1日以後取得等・事業供用分から、従来の商業・サービス業・農林水産業活用化税制^(※)の対象業種が追加等された上、その適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに取得等・事業供用した事業年度までとされました。

(※) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制は、適用期限 (令和3年3月31日までの取得等) をもって廃止。

区 分	追加・除外されたもの	
対象となる指定事業	追加	イ 不動産業 ロ 物品賃貸業 ハ 料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する事業（生活衛生同業組合の組合員が行うものに限ります。）
対象となる法人		商店街振興組合
対象資産	除外	匿名組合契約等の目的である事業の用に供するもの

【中小企業投資促進税制の延長等】



※ 資本金3,000万円以下の法人に適用

(財務省資料を基に作成)

(3) 中小企業経営強化税制（中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の見直し

(措法42の12の4、措令27の12の4)

関係法令の改正を前提に、令和3年4月1日以後取得等・事業供用分から特定経営力向上設備等の対象に計画終了年度に修正ROA又は有形固定資産回転率が一定以上上昇する経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称）が記載されたものに限ります。）を実施するために必要不可欠な設備が加えられました。また、この制度の適用期限は2年延長されて、令和5年3月31日までに取得等・事業供用した事業年度までとされました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に取得等をする特定経営力向上設備等について適用されます。(改所法等附1、48、改措令附1、16)

(4) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制（中小企業事業再編投資損失準備金）の創設（措法55の2、措令32の3）

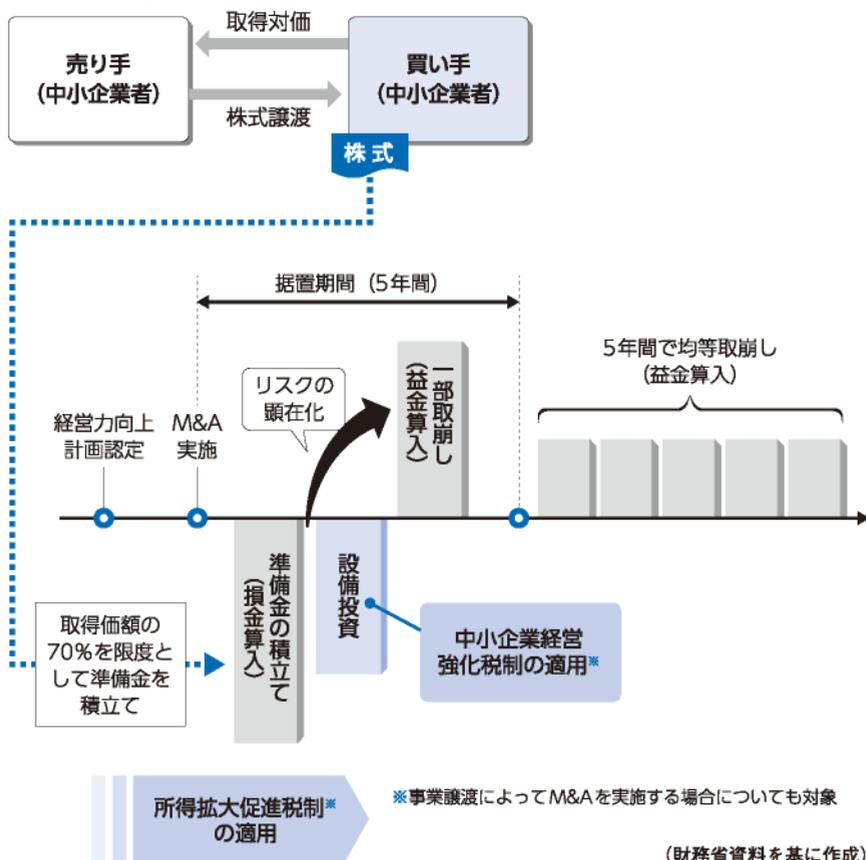
中小企業のM&Aに特有なリスク（経営統合後に簿外債務、偶発債務等が顕在化することなど）に備えた措置として、経営資源の集約化によって生産性向上等を目指す計画の認定を受けた中小企業が、準備金を積み立てたときは、損金算入を認める措置が講じられました。併せて、同計画に必要な事項を記載して認定を受けた中小企業は、新たな類型として中小企業経営強化税制の適用が可能とされ、さらに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定が不要とされることにより、M&A後の積極的な投資や雇用の確保が促されています。

対象法人	青色申告書を提出する中小企業者（適用除外事業者に該当するものを除きます。）のうち産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から令和6年3月31日までの間に中小企業等経営強化法の経営力向上計画（経営資源集約化措置（仮称））が記載されたものに限り、その認定を受けたもの
適用要件	上記の認定に係る経営力向上計画に従って他の法人の株式等の取得（購入による取得に限ります。）をし、かつ、これをその取得の日を含む事業年度終了の日まで引き続き有していること（その株式等の取得価額が10億円を超える場合を除きます。）
優遇措置	上記の株式等の価格の低落による損失に備えるため、その株式等の取得価額の70%以下の金額を損金経理の方法により各特定法人（上記の株式等を発行した法人）別に中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額は、その事業年度において損金算入できる ※ この準備金は、その株式等の全部又は一部を有しなくなった場合、その株式等の帳簿価額を減額した場合等において取り崩すほか、その積み立てた事業年度終了の日の翌日から5年を経過した日を含む事業年度から5年間でその経過した準備金残高の均等額を取り崩して、益金算入します。

適用関係

上記の改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から適用されます。（改所法等附1十イ、改措令附1五）

【イメージ図】



2 産業競争力の強化に係る措置

(1) デジタルトランスフォーメーション (DX) 投資促進税制の創設

(措法42の12の7①②④⑤、指令27の12の7①②④)

デジタル技術を活用した企業変革 (DX) を進める観点から、産業競争力強化法が改正され、同法に定める認定事業適応計画に従って導入されるソフトウェア等に係る投資について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されました。

対象法人	青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法に定める認定事業適応事業者であるもの
適用要件	<p>① 産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和5年3月31日までの間に、その認定事業適応計画に従って実施される産業競争力強化法の情報技術事業適応の用に供するために特定ソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はその情報技術事業適応を実施するために利用するソフトウェアのその利用に係る費用（繰延資産となるものに限ります。）の支出をすること</p> <p>② ①の場合において、その新設又は増設に係る特定ソフトウェア並びにその特定ソフトウェア又はその利用するソフトウェアとともに情報技術事業適応の用に供する機械装置及び器具備品（主として産業試験研究の用に供される一定のものを除く。以下「情報技術事業適応設備」）の取得等をして、その事業者の事業の用に供すること</p>
特別償却 ・ 税額控除	<p>取得等をして国内にある事業の用に供した情報技術事業適応設備及びその繰延資産について</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; background-color: #f9f9f9;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; border-radius: 10px; padding: 5px;">特別償却</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">その取得価額×30%</p> </div> <div style="text-align: center; font-size: 2em; font-weight: bold; border: 2px solid #0070c0; border-radius: 50%; padding: 5px;">選択</div> <div style="border: 1px solid #ccc; padding: 10px; background-color: #f9f9f9;"> <p style="text-align: center; background-color: #0070c0; color: white; border-radius: 10px; padding: 5px;">税額控除</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; margin-top: 10px;">その取得価額×3%</p> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 5px;">※ グループ外の事業者とデータ連携をする場合には、5%</p> </div> </div> <p style="font-size: 0.8em; margin-top: 10px;">※ 税額控除における控除税額は、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除制度（9ページ）による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限。</p>

(注1) グループ…会社法上の親子会社関係にある会社によって構成されるグループ。

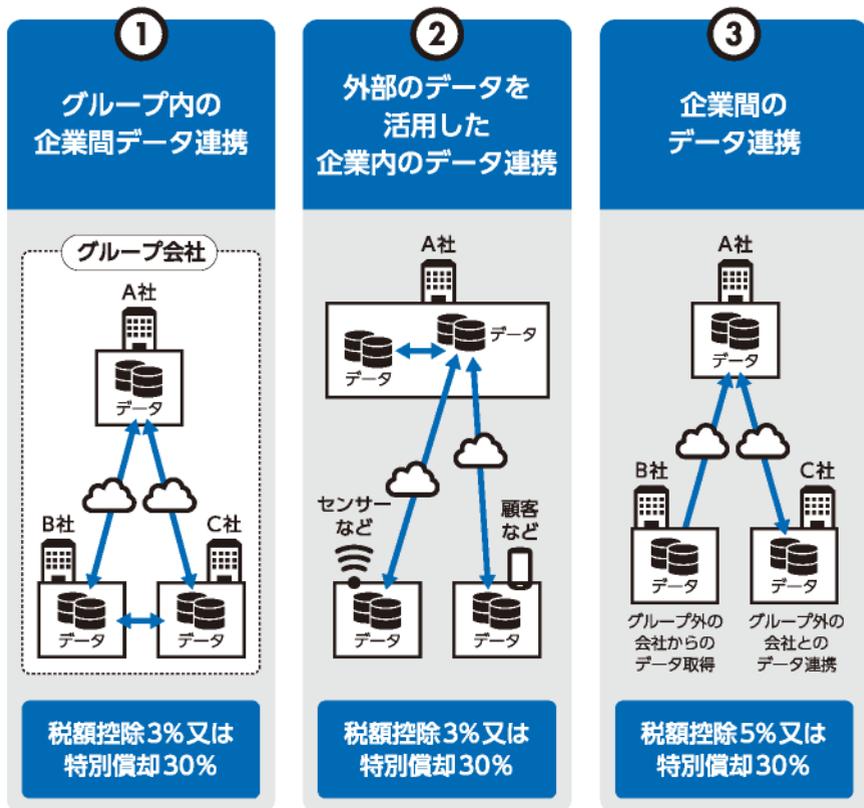
(注2) 対象資産の取得価額及び対象繰延資産の額の合計額のうち本制度の対象となる金額は300億円が限度。

(注3) 法人税の特別償却は法人住民税及び法人事業税に、税額控除は中小企業者等に係る法人住民税に適用されます。

適用関係

上記の改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から適用されます。(改所法等附1十イ、改措令附1五)

【適用イメージ図】



(財務省資料を基に作成)

(2) カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設

(措法42の12の7③⑥、措令27の12の7③④)

令和32年(2050年)までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル(※)」という高い目標を達成するために、産業競争力強化法が改正され、同法に定める認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に従って導入される①脱炭素化を加速する製品を生産する設備や②生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備の導入投資等について、税額控除又は特別償却ができる措置が創設されました。

(※) 何かを生産したり、一連の人為的活動を行った際に排出される二酸化炭素と吸収される二酸化炭素が同じ量であるという概念で、2050年が達成目標。

対象法人	青色申告書を提出する法人で認定事業適応事業者であるもの
対象期間	産業競争力強化法の改正法の施行の日から令和6年3月31日までの間
要件	その認定エネルギー利用環境負荷低減事業適応計画に記載された生産工程効率化等設備 ^(注1) 又は需要開拓商品生産設備 ^(注2) の取得等をして、国内にある事業の用に供すること
特別償却・税額控除	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;"> <p>特別償却</p> <p>その取得価額×50%</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>税額控除</p> <p>その取得価額×5% (温室効果ガスの削減に著しく 資するものにあつては、10%)</p> </div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">※ 税額控除における控除税額は、デジタルトランスフォーメーション投資促進税制(7ページ)の税額控除制度による控除税額との合計で当期の法人税額の20%が上限。</p>

(注1) 生産工程効率化等設備…生産プロセスを大幅に省エネ化・脱炭素化するための最新の設備

(注2) 需要開拓商品生産設備…脱炭素化を加速する製品を生産する設備

①需要開拓商品*の生産を行うために不可欠な機械装置であること

②専ら需要開拓商品の生産に使用されること

*燃料電池・化合物パワー半導体等のうち、特に優れた性能を有するもの

(注3) 対象資産の取得価額の合計額のうち本制度の対象となる金額は500億円が限度。

適用関係

上記の改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から適用されます。(改法等附1十イ、改措令附1五)

(3) 研究開発税制(試験研究を行った場合の税額控除制度)の見直し

(措法42の4、措令27の4、措規20)

企業における研究開発投資の増加インセンティブの更なる向上を図るため、控除率カーブの見直し、控除率下限引下げ及び控除上限引上げが行われるとともに、経済のデジタル化等に伴う研究開発手法の変化に合わせた制度の見直し等が行われました。

① 試験研究費の総額に係る税額控除制度(総額型)の見直し

イ

税額控除率が以下のとおり見直され、その下限を2%(改正前:6%)に引き上げた上、その上限を14%(原則:10%)とする特例の適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

イ

	増減試験研究費割合	税額控除率
改正前	8%超	$9.9\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限14%)
	8%以下	$9.9\% - (8\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限6%)



	増減試験研究費割合	税額控除率
改正後	9.4%超	$10.145\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限14%)
	9.4%以下	$10.145\% - (9.4\% - \text{増減試験研究費割合}) \times 0.175$ (下限2%)

次の場合には、控除税額の上限に当期の法人税額の5%が上乘せされます。

□

- (i) 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度のうち基準年度売上金額減少割合^(注1)が2%以上であること。
- (ii) かつ、その事業年度(研究開発を行う一定のベンチャー企業の控除税額の上限の特例の適用を受ける事業年度を除きます。)の試験研究費の額が基準年度試験研究費の額^(注2)を超えること。

(注1) 基準年度売上金額減少割合…当期の売上金額が令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の売上金額に満たない場合のその満たない部分の金額のその最後に終了した事業年度の売上金額に対する割合。

(注2) 基準年度試験研究費の額…令和2年2月1日前に最後に終了した事業年度の試験研究費の額。

ハ

試験研究費割合(試験研究費の額の平均売上金額に対する割合)が10%を超える場合における税額控除率の特例及び控除税額の上限の上乘せ特例の適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

② 中小企業技術基盤強化税制(中小企業向けの研究開発税制)の見直し

イ

上記①□と同様(同□の(i)及び(ii))の要件を満たした場合、その事業年度の控除限度額の上限に当期の法人税額の5%が上乘せされます。

税額控除率の上乘せ措置が以下のとおり見直された上、その適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

□

	増減試験研究費割合	税額控除率
改正前	8%超	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 8\%) \times 0.3$ (上限17%)
	8%以下	12%



	増減試験研究費割合	税額控除率
改正後	9.4%超	$12\% + (\text{増減試験研究費割合} - 9.4\%) \times 0.35$ (上限17%)
	9.4%以下	12%

試験研究費割合が10%を超える場合における税額控除率の特例及び試験研究費割合が10%を超える場合における控除税額の上限の上乗せ特例の適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

※上記のロとハは選択適用。

③ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度の見直し

対象となる特別試験研究費の額に、国立研究開発法人の外部化法人との共同研究及び国立研究開発法人の外部化法人への委託研究に要する費用の額が加えられ、その税額控除率が25%とされました。また、試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関が追加されました。そして、事務手続の簡素化等の運用改善及び適正化が行われました。

④ 試験研究費の範囲（定義）の見直し

試験研究費のうち、試験開発費として損金経理をした金額で非試験研究用資産^(※)の取得価額に含まれるものが加えられるなど一定の見直しが行われました。

(※) 棚卸資産、固定資産及び繰延資産で、事業供用の時に試験研究の用に供さないもの。

⑤ 研究開発税制の見直し（全体像）

改正前

総額型	
税額控除率	試験研究費の増減に応じ、6%～14%*（中小法人：12%～17%*） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合×（試験研究費割合－10%）×0.5を加算*
控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） * 中小法人：10%上乗せ（増加率8%超の場合）* * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ*

(注) 上表の※（総額型の控除率については 大法人：10%超、中小法人：12%超の部分）については、令和2年度末までの時限措置

オープンイノベーション(OI)型

税額控除率	特別試験研究費の内容に応じ、20%or25%or30%
控除上限	法人税額の10%（一般試験研究費とは別枠）
対象範囲	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国の試験研究機関等・大学の間の共同・委託研究 ・ 民間企業との共同研究、中小企業の知的財産権使用料 ・ 民間企業（研究開発型ベンチャーを含む）への委託研究のうち、一定のもの ・ 希少疾病用医薬品等に関する試験研究 など

一般型（旧総額型）

税額控除率	試験研究費の増減に応じ、 2%～14%* （中小法人：12%～17%*） * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合： 上記割合 ×（試験研究費割合－10%）×0.5を加算*
控除上限	法人税額の25%（研究開発を行う一定のベンチャーは40%） * 中小法人：10%上乗せ（増加率 9.4% 超の場合）* * 試験研究費が平均売上金額の10%超の場合：0～10%上乗せ* * 売上が2%以上減少し、かつ、試験研究費を増加させた場合：5%上乗せ*

（注）上表の※（一般型の控除率については 大法人：10%超，中小法人：12%超の部分）については、令和4年度末までの時限措置

オープンイノベーション（OI）型

- 共同・委託研究の相手先に国公立大学・国立研究開発法人の外部化法人を追加し、その控除率を25%とする。
- 試験研究機関等の範囲に人文系の研究機関を追加する。
- 事務手続の簡素化等の運用改善及び適正化を行う。

（財務省資料を基に作成）

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。（改所法等附1、43、改措令附1、17、改措規附1、10）

④ 所得拡大促進税制（原則及び中小企業者等の特例）の見直し

（措法42の12の5、措令27の12の5、措規20の10）

新型コロナウイルス感染症により、世界・日本経済の下振れや今後の先行きの不透明感が高まるとともに、産業構造は大きく変化しました。経済の好循環のためには、企業が生み出した付加価値の従業員給与への還元を促すことが引き続き必要です。新型コロナウイルスの影響により雇用環境が悪化する中では、雇用を守り、個人消費の原資となる所得の下支えが必要です。このため、雇用を増やすことにより所得拡大を図る企業も評価できるよう、適用要件が一部見直され、簡素化した上で、その適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までの間に開始する事業年度までとされました。

（注）なお、改正前は「給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の法人税額の特別控除」という名称でしたが、改正後は「給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」という名称になりました。

〔原則〕（大企業向け）

対象法人	青色申告書を提出する法人			
対象期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度（改正後）			
要件		改正前	改正後	
	通常	<p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率3%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 3\%$	<p>①新規雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2%以上</p> $\frac{\text{新規雇用者給与等支給額} - \text{新規雇用者比較給与等支給額}}{\text{新規雇用者比較給与等支給額}} \geq 2\%$	
		②国内設備投資額が当期の減価償却費の総額の95%以上	要件削除	
		③雇用者給与等支給額が前年度を上回ること		
上乗せ要件	<p>当期の教育訓練費 \geq 前期・前々期の教育訓練費の平均の1.2倍</p>	<p>当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.2倍</p>		
税額控除	通常	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%	新規雇用者給与等支給額 ^(※) の15% (※) 雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とします	
	上乗せ	上乗せ要件を満たす場合には、控除率を5%上乗せ（→合計20%）		
	上限	税額控除額は法人税額の20%が上限		

- 設立事業年度は対象外です。
- **新規雇用者給与等支給額**…国内の事業所において新たに雇用した雇用保険法の一般被保険者（支配関係がある法人から異動した者及び海外から異動した者を除きます。）に対してその雇用した日から1年以内に支給する給与等の支給額。
- **新規雇用者比較給与等支給額**…前期の新規雇用者給与等支給額。
- 給与等の支給額から控除する「給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額」について、その範囲を明確化するとともに、新規雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額からは雇用安定助成金額及びこれに類するものの額を控除しないこととされています。

〔中小企業者等の特例〕

対象法人	中小企業者又は農業協同組合等で、青色申告書を提出する法人							
対象期間	令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に開始する各事業年度 (改正後)							
要件	通常	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$ </td> <td> <p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$ </td> </tr> <tr> <td colspan="2">②雇用者給与等支給額が前年度を上回ること（改正後は上記①に含まれることとなります。）</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$	<p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$	②雇用者給与等支給額が前年度を上回ること（改正後は上記①に含まれることとなります。）	
		改正前	改正後					
	<p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 1.5\%$	<p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率1.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 1.5\%$						
	②雇用者給与等支給額が前年度を上回ること（改正後は上記①に含まれることとなります。）							
上乗せ要件	<table border="1"> <thead> <tr> <th>改正前</th> <th>改正後</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$ </td> <td> <p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$ </td> </tr> <tr> <td colspan="2">②教育訓練費増加等の要件（次のいずれかの要件）を満たすこと イ 当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍 ロ 中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明がある</td> </tr> </tbody> </table>	改正前	改正後	<p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$	<p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$	②教育訓練費増加等の要件（次のいずれかの要件）を満たすこと イ 当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍 ロ 中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明がある		
改正前	改正後							
<p>①継続雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{継続雇用者給与等支給額} - \text{継続雇用者比較給与等支給額}}{\text{継続雇用者比較給与等支給額}} \geq 2.5\%$	<p>①雇用者給与等支給額が 対前年度増加率2.5%以上</p> $\frac{\text{雇用者給与等支給額} - \text{比較雇用者給与等支給額}}{\text{比較雇用者給与等支給額}} \geq 2.5\%$							
②教育訓練費増加等の要件（次のいずれかの要件）を満たすこと イ 当期の教育訓練費 \geq 前期の教育訓練費の1.1倍 ロ 中小企業等経営強化法の認定に係る計画における経営力向上の証明がある								
通常	雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%							
上乗せ	上乗せ要件を満たす場合には、控除率を10%上乗せ（→合計25%）							
上限	税額控除額は法人税額の20%が上限							

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後開始する事業年度から適用されます。（改所法等附1、43、改措令附1、20）

（5）繰越欠損金の控除上限の特例（認定事業適応法人の欠損金の損金算入の特例）の創設（措法66の11の4、措令39の23の2）

コロナ禍で厳しい経営環境にある企業が、果敢に抜本的な企業変革に取り組むことができるよう、産業競争力強化法の事業適応計画の認定を受けた場合には、

2年間にわたって生じた欠損金額を、翌期以後、最大で5年間、適格投資の範囲内で繰越欠損金の100%繰越控除をすることができる特例が創設されました。

対象法人	青色申告書を提出する法人で産業競争力強化法の改正法の施行の日から同日以後1年を経過する日までの間に産業競争力強化法の認定を受けた認定事業適応事業者であるもの
適用要件	その認定に係る産業競争力強化法に定める認定事業適応計画に記載された適用事業年度(注1)において欠損金の繰越控除制度(法57)を適用する場合において、欠損金額のうちの特例欠損事業年度(注2)において生じたものがあること
優遇措置	その特例欠損事業年度の欠損金額について、欠損金の繰越控除前の所得の金額(その所得の金額の50%を超える部分については、超過控除対象額(注3)に達するまでの金額)に限り、範囲内で損金算入できる

(注1) 適用事業年度…次のいずれにも該当する事業年度。

①	基準事業年度(特例対象欠損金額が生じた事業年度のうちその開始の日が最も早い事業年度後の事業年度で所得の金額が生じた最初の事業年度をいいます。)開始の日以後5年以内に開始した事業年度
②	認定事業適応計画の実施時期を含む事業年度
③	令和8年4月1日以前に開始する事業年度

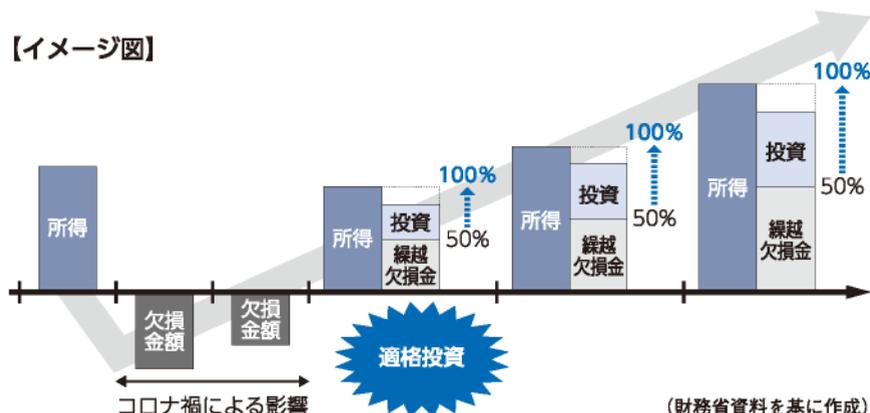
(注2) 特例欠損事業年度の欠損金額…令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度(一定の場合には、令和2年2月1日から同年3月31日までの間に終了する事業年度及びその翌事業年度)において生じた青色欠損金額。

(注3) 超過控除対象額…事業適応計画に従って行った投資の額から既に本特例により欠損金の繰越控除前の所得の金額の50%を超えて損金算入した欠損金額に相当する金額を控除した金額など、一定の方法により計算した金額。

適用関係

上記の改正は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行の日から適用されます。(改所法等附1十イ、改措令附1五)

【イメージ図】



3 株式対価M&Aを促進するための措置の創設

(措法66の2の2、措令39の10の3、措規22の9の3)

令和元年12月に会社法が改正され、M&Aの手法としての株式交付制度が創設されたため、これに伴う税制が整備されました。

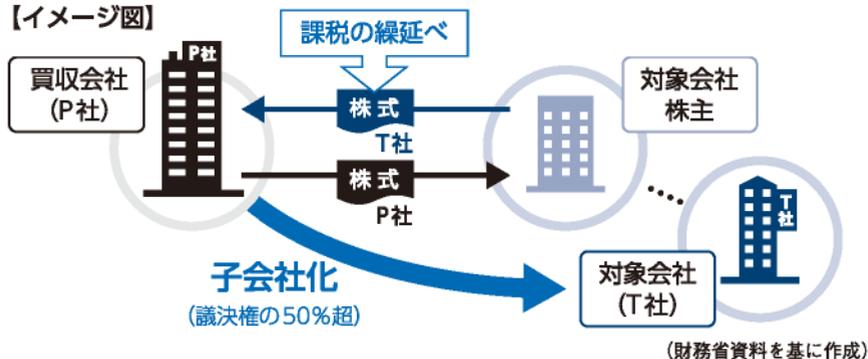
株主である法人が、会社法の株式交付により、その有する株式を譲渡し、株式交付親会社の株式等の交付を受けた場合には、その譲渡した株式の譲渡損益の計上を繰り延べることとされています。

- ・対価として交付を受けた資産の価額のうち株式交付親会社の株式の価額が80%以上である場合に限ることとされ、株式交付親会社の株式以外の資産の交付を受けた場合には株式交付親会社の株式に対応する部分の譲渡損益の計上を繰り延べられます。
- ・株式交付親会社の確定申告書の添付書類に株式交付計画書及び株式交付に係る明細書を加える（株式交換及び株式移転についても同様とされます。）とともに、その明細書に株式交付により交付した資産の数又は価額の算定の根拠を明らかにする事項を記載した書類を添付することとされました。
- ・外国法人の本措置の適用については、その外国法人の恒久的施設において管理する株式に対応して株式交付親会社の株式の交付を受けた部分に限りました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に行われる株式交付について適用されます。（改所法等附1、53、改措令附1、改措規附1）

【イメージ図】



4 その他の改正

(1) 高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止 (旧措法42の5、旧措令27の5、旧措規20の2)

所要の経過措置が講じられた上、令和3年3月31日をもって廃止されました。

適用関係

令和3年3月31日以前に取得等をした高度省エネルギー増進設備等及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得等をする一定の高度省エネルギー増進設備等については、なお従前の例によります。(改所法等附44、改措規附11)

(2) 賃上げや設備投資に積極的でない大企業につき研究開発税制 その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できない こととする措置の延長等 (措法42の13⑥、措令27の13③～⑦、措規20の10の3)

次の見直しが行われた上、その適用期限が3年延長されて、令和6年3月31日までに開始する事業年度までとされました。

①	本措置の対象に、カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の税額控除及びデジタルトランスフォーメーション投資促進税制の税額控除が加えられました。
②	継続雇用者給与等支給額が継続雇用者比較給与等支給額を超えることとの要件を判定する場合に雇用調整助成金及びこれに類するものを控除しないこととされました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日から適用されます。

(改所法等附1、49、改措令附1、改措規1)

(3) みなし大企業の範囲の見直し (旧措令27の6①、措法42の4⑦七)

中小企業投資促進税制、中小企業経営強化税制、被災代替資産等の特別償却制度及び特定事業継続力強化設備等の特別償却制度について、これらの制度の「みなし大企業の判定における大規模法人の有する株式又は出資」から「中小企業等経営強化法の事業再編投資計画の認定に係る投資事業有限責任組合の組合財産である株式を発行した中小企業者の株式のうちその投資事業有限責任組合に係る組合員の出資をした独立行政法人中小企業基盤整備機構の有する株式」を除外する措置が廃止されました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度から適用されます。(改措令附1、16)

II

個人にかかる税制 改正のポイント

II

1 セルフメディケーション税制の拡充

(措法41の17、措令26の27の2、措規19の10の2)

自己又は自己と生計を一にする配偶者その他の親族のために「特定一般用医薬品等購入費」を支払った場合に、一定の金額の所得控除（医療費控除の特例）を受けることができるセルフメディケーション税制について、対象をより効果的なものに重点化した上で、その適用期限が5年延長されて、令和8年12月31日までとされました。

(1) 対象となる医薬品の見直し

①	所要の経過措置（5年未満の必要範囲内）が講じられた上、対象となるスイッチOTC医薬品から、療養の給付に要する費用の適正化の効果が低いと認められるものが除外されました。
②	スイッチOTC医薬品と同種の効能又は効果を有する要指導医薬品又は一般用医薬品（スイッチOTC医薬品を除きます。）で、療養の給付に要する費用の適正化の効果が著しく高いと認められるもの（3薬効程度）が対象に加えられました。

適用関係

上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

(改所法等附1五ホ、38、改指令附1)

(2) 取組関係書類の提示不要化

健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類（以下「取組関係書類」といいます。）については、確定申告書への添付又は確定申告書の提出の際の提示が不要とされました。この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その取組関係書類の提示又は提出を求めることができることとされ、そ

の求めがあったときは、その適用を受ける者は、その取組関係書類の提示又は提出をしなければならないこととされます。

(注) 確定申告書の提出の際に添付すべき医薬品購入費の明細書には、その取組に関する事項を記載しなければなりません。

適用関係

上記の改正は、令和3年分以後の確定申告書を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。

(改所法等附1五ホ、38、改措規附1ニイ)

2 退職所得課税の適正化

(所法30、201、203、所令69の2、71の2、319の3)

(1) 短期退職手当等の「退職所得の2分の1課税」の適用除外

退職所得の金額の計算において「役員等勤続年数」が5年以下である者が支払を受ける退職金のうち、その役員等勤続年数に対応する退職金として支払を受けるもの(特定役員退職手当等)については、平成25年分以後は退職金の額から退職所得控除額を差し引いた額(「退職所得の2分の1課税」の適用なし)が退職所得の金額とされています。

今回の改正では、2分の1課税が適用される退職金のうち一定のものについて、その制限が設けられました。

具体的には、その年中の退職手当等のうち、退職手当等の支払者の下での勤続年数が5年以下である者がその退職手当等の支払者からその勤続年数に対応するものとして支払を受けるものであって、特定役員退職手当等に該当しないもの(以下「短期退職手当等」といいます。)に係る退職所得の金額の計算について、短期退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分については、退職所得の金額の計算上2分の1とする措置を適用しないこととされました。

退職手当等の区分		退職所得の2分の1課税
原則(下記以外)		適用あり
勤続年数が 5年以下である者	特定役員退職手当等	適用なし
	改正後 短期退職手当等	300万円を超える部分については適用なし

○短期退職手当等に係る退職所得の金額の計算

①	その退職手当等の収入金額から退職所得控除額を控除した残額が300万円以下である場合	➡	その残額の2分の1に相当する金額
②	上記①に掲げる場合以外の場合	➡	150万円とその短期退職手当等の収入金額から300万円に退職所得控除額を加算した金額を控除した金額を控除した残額との合計額

(2) (1)の見直しに伴う所要の措置

上記の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置が講じられました。

○図解

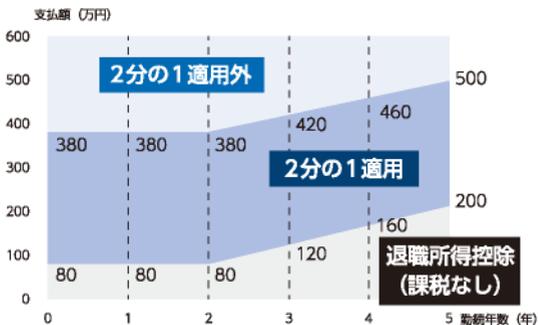
【退職所得の課税方式】 他の所得と区分して次により分離課税

$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額 (注)}) \times \frac{1}{2} \times \text{税率} = \text{退職所得に係る所得税額}$$

※勤続年数5年以下の法人役員等の退職金については、2分の1課税を適用しない(平成24年度税制改正)。

【改正後】

○勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金については、**退職所得控除額を控除した残額の300万円を超える部分について、2分の1課税を適用しない**こととする。



(注) ①勤続年数20年まで⇒1年につき40万円 (最低保証額80万円)

②勤続年数20年超⇒1年につき70万円

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和4年分以後の所得税について適用されます。

(改所法等附1五イ、5、9、改所令附1一)

3

申告義務のある者の還付申告書の 提出期間の見直し

(所法120、122、123、125、127)

新型コロナウイルスへの対応として確定申告会場への来場者を分散させる等の観点から、一部の者に課されていた所得税の還付申告の義務が廃止されました。すなわち、その計算した所得税の額の合計額が配当控除の額を超える場合であっても、控除しきれなかった外国税額控除の額があるとき、控除しきれなかった源泉徴収税額があるとき又は控除しきれなかった予納税額があるときは、確定申告書の提出を要しないこととされました。この場合における確定申告書の提出期間については、改正前の申告義務のない者の還付申告書の提出期間（その年の翌年1月1日から5年間）と同様となります。

○所得税の確定申告書の提出期間

申告義務	申告類型	申告書の提出期間
有	納付申告	翌年2月16日～3月15日
有 【改正後：無】	還付申告	翌年1月1日～3月15日 【改正後：翌年1月1日から5年間】
無	還付申告	翌年1月1日から5年間

(財務省資料を基に作成)

上記の改正に伴い、財産債務調書の提出義務者の範囲について改正前と同様とするほか、所要の措置が講じられています。(内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律第6条の2関係)

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日以後に確定申告書の提出期限が到来する所得税について適用されます。(改所法等附1五イ、7)

4

総合課税となる同族会社の 社債利子及び償還金の範囲の見直し

(措法3、37の10、措令1の4、25の8)

社債の利子は原則、利子所得として分離課税（復興特別所得税を含む税率20.315%）とされています。一方で、同族会社の株主は、総合課税（復興特別所得税を含む最高税率55.945%）が適用される役員報酬等の分離課税への転換が容易に可能であることから、同族会社の株主が支払を受ける社債の利子については、総合課税の対象とされています（平成25年度改正）。

【イメージ図】



(注) 同族会社は少数株主による会社支配が可能であり、「本来総合課税が適用されるべき役員報酬等を、社債利子の形で受領することで、分離課税の対象となる利子所得に転換して税負担を軽減する」事例が見られたため、課税の適正化の観点から平成25年度税制改正において措置されたもの。具体的には、社債発行会社の社債の利子の支払を受ける株主を判定の基礎とした場合にその社債発行会社が同族会社となるときのその株主等が支払を受けるその社債の利子は総合課税の対象。

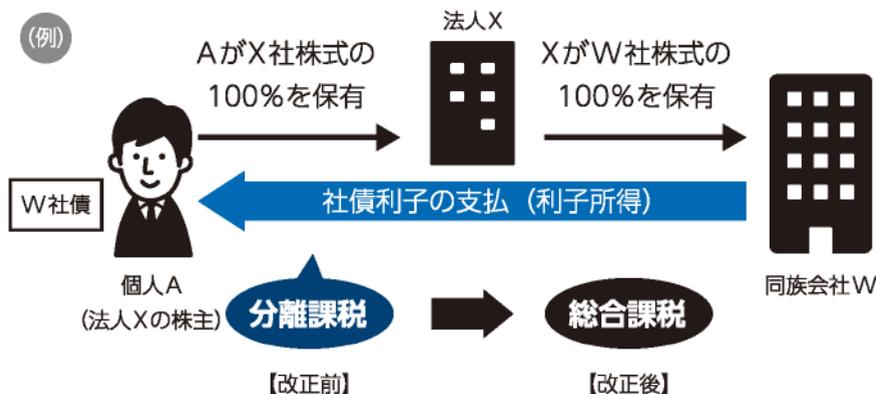
(財務省資料を基に作成)

しかし、個人が同族会社との間に法人を介在させた場合は、総合課税の対象となる所得の分離課税への転換が容易に可能となっていました。そこで、今回、同族会社が発行した社債の利子で、その同族会社の判定の基礎となる株主である法人と特殊の関係のある個人及びその親族等が支払を受けるものが、総合課税の対象とされました。

(注) 法人と特殊の関係のある個人…法人との間に発行済株式等の50%超の保有関係がある個人等。

また、その個人及びその親族等が支払を受けるその同族会社が発行した社債の償還金についても、総合課税の対象とされています。

【イメージ図】



(注1) 同族会社の判定対象となる株主が法人である場合において、その法人の株主でその法人を支配(50%超の株式保有等)する関係にある個人は、分離課税への転換が容易であることから、総合課税の対象とするもの。

(注2) 当該個人が同族会社から支払を受ける社債の償還差益についても、上記と同様に総合課税の対象。

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に支払を受けるべき特定公社債以外の公社債の利子及び償還金について適用されます。

(改所法等附1、16、改措令附1)

5

法人にかかる税制改正で 個人にも同様の税制改正があるもの

①	中小企業投資促進税制（中小事業者が機械等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の延長等及び商業・サービス業・農林水産業活性化税制（特定中小事業者が経営改善設備を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の廃止（措法10の3、改所法等附1,27,28）	4ページ
②	中小企業経営強化税制（特定中小事業者が特定経営力向上設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度）の見直し（措法10の5の3、措令5の6の3、改所法等附1、29）	5ページ
③	デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制の創設（措法10の5の6、措令5の6の6、改所法等附1十イ、改措令附1五）	7ページ
④	カーボンニュートラルに向けた投資促進税制の創設（措法10の5の6、措令5の6の6、改所法等附1十イ、改措令附1五）	9ページ
⑤	研究開発税制（試験研究を行った場合の税額控除制度）の見直し（措法10、措令5の3、措規5の6、改所法等附25、改措令附6、改措規附4）	10ページ
⑥	所得拡大促進税制の見直し（措法10の5の4、措令5の6の4、改所法等附1、30、改措令附7）	13ページ
⑦	株式対価M&Aを促進するための措置の創設（措法37の13の3、措令25の12の3、改所法等附1、36）	17ページ
⑧	高度省エネルギー増進設備等を取得した場合の特別償却又は税額控除制度の廃止（改所法等附1、26、改措規附5）	17ページ
⑨	賃上げや設備投資に積極的でない事業者につき研究開発税制その他生産性の向上に関連する税額控除の規定を適用できないこととする措置の延長等（措法10の6、改所法等附31）	18ページ

II

III

土地・住宅にかかる税制 改正のポイント

1

住宅借入金等を有する場合の 所得税額の特別控除の見直し

(措法41、措令26、措規18の21、新型コロナ税法6の2、新型コロナ税特令4の2、新型コロナ税特規4の2等)

改正前の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（13年間控除特別）は、令和3年12月31日までに住宅の取得等をし、居住の用に供することなどが要件です。これについて、次の特例措置が講じられました。

(1) 適用期限の延長

住宅の取得等で特別特例取得に該当するものをした個人が、その特別特例取得をした家屋を令和3年1月1日から令和4年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合には、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例」が適用できることとされました。

(注1) 特別特例取得…その対価の額又は費用の額に含まれる消費税等の税率が10%である場合の住宅の取得等で、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める期間内にその契約が締結されているもの。

	区 分	契約期間
①	居住用家屋の新築	令和2年10月1日から 令和3年9月30日までの期間
②	居住用家屋で建築後使用されたことのないもの若しくは既存住宅の取得又はその者の居住の用に供する家屋の増改築等	令和2年12月1日から 令和3年11月30日までの期間

(注2) 個人住民税については、「住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除及び当該控除の控除期間の3年間延長の特例」の適用がある者のうち、適用年の各年分の住宅借入金等特別税額控除額からその年分の所得税額（住宅借入金等特別税額控除の適用がないものとした場合の所得税額）を控除した残額があるものについては、翌年度分の個人住民税において、その残額に相当する額がその年分の所得税の課税総所得金額等の額に100分の7を乗じて得た額（最高13.65万円）の控除限度額の範囲内で減額されます。

【住宅ローン控除の見直し】

	2019 (R1)	2020 (R2)	2021 (R3)	2022 (R4)
新設特例	(10月1日) 税率引上げ (10%)			R4年末までの入居
	【改正後】 経済対策として 控除期間13年 間の措置を延長		R2年10月から R3年9月末まで* に契約 * 建売などは R2年12月から R3年11月末まで	控除期間13年
				面積要件⇒40㎡以上 床面積 50㎡以上 40㎡以上50㎡未満 合計所得金額 3,000万円以下 1,000万円以下
既存制度		注文住宅は R2年9月末 (建売などは、 R2年11月末) までに契約	R3年末までの入居	
			控除期間13年	
	消費税率10% 引上げに伴う反 動減対策の上乗 せ措置 ※控除期間13年間	R2年末までの 入居		面積要件 ⇒50㎡以上 所得要件 ⇒3,000 万円以下
住宅ローン控除 ※消費税率8%へ の引上げ時に反 動減対策として 拡充した措置	平成26年 4月入居～		R3年末までの入居	
		控除期間10年		

(財務省資料を基に作成)

(2) 床面積要件の緩和等

上記(1)の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例は、個人が取得等をした床面積が40㎡以上50㎡未満である住宅の用に供する家屋についても適用可能となりました。ただし、この緩和措置は、その者の13年間の控除期間のうち、その年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円を超える年については、適用されません。

- (注1) 上記(1)及び(2)について、その他の要件等は、改正前の住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除と同様とされています。
- (注2) 上記(1)及び(2)について、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の特例及び東日本大震災の被災者等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例についても同様の措置が講じられました。
- (注3) (2)について住宅ローン控除の適用を受けるための床面積要件は、原則として50㎡以上です。また、住宅ローン控除の適用を受けるための合計所得金額要件は3,000万円以下であることです。

(3) 所要の措置

要耐震改修住宅の取得をして耐震改修をした場合の特例、年末調整に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除その他の措置について、所要の措置が講じられました。

令和4年度税制改正の方向性

平成30年度決算検査報告において、住宅ローン控除の控除率（1%）を下回る借入金利で住宅ローンを借り入れているケースが多く、その場合、毎年の住宅ローン控除額が住宅ローン支払利息額を上回っていること、適用実態等からみて国民の納得できる必要最小限のものになっているかなどの検討が望まれること等の指摘がなされています。消費税率8%への引上げ時に反動減対策として拡充した措置の適用期限後の取扱いの検討に当たっては、こうした会計検査院の指摘を踏まえ、住宅ローン年末残高の1%を控除する仕組みについて、1%を上限に支払利息額を考慮して控除額を設定するなど、控除額や控除率のあり方が令和4年度税制改正において見直される予定です。

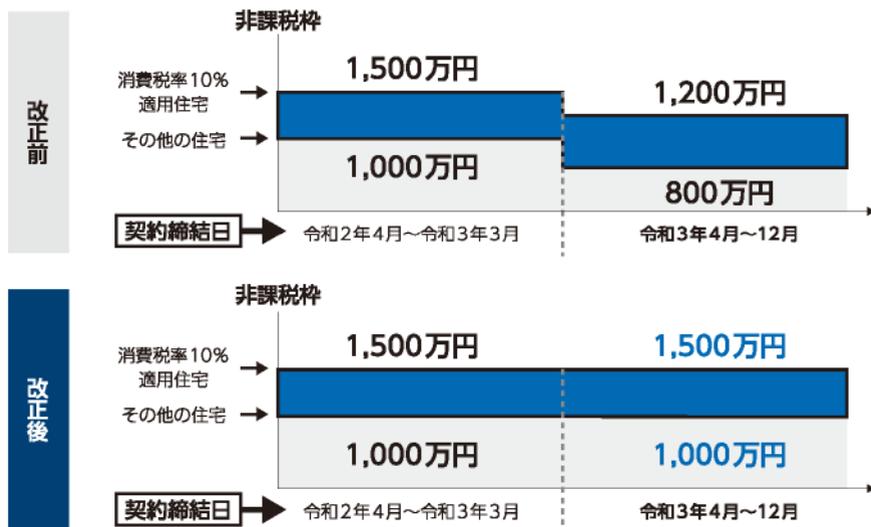
（「令和3年度税制改正大綱」（令和2年12月10日、自由民主党・公明党））

2

直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置等の見直し

(1) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し

(措法70の2、措令40の4の2、措規23の5の2)



(注) 上図は、耐震・省エネ・バリアフリー住宅向けの非課税枠。一般住宅の非課税枠は、それぞれ500万円減。

(財務省資料を基に作成)

① 非課税限度額の見直し

令和3年4月1日から同年12月31日までの間に住宅用家屋の新築等に係る契約を締結した場合における非課税限度額が、次のとおり、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税限度額と同額まで引き上げられました。

	改正前	改正後
消費税等の税率10%が適用される住宅用家屋の新築等	1,200万円	1,500万円
上記以外の住宅用家屋の新築等	800万円	1,000万円

(注) 上記の非課税限度額は、耐震、省エネ又はバリアフリーの住宅用家屋に係る非課税限度額であり、一般の住宅用家屋に係る非課税限度額は、上記の非課税限度額からそれぞれ500万円を減じた額とされています。

② 床面積要件の見直し

受贈者が贈与を受けた年分の所得税に係る合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、床面積要件の下限が40㎡以上（改正前・原則：50㎡以上）に引き下げられました。

〔注〕 上記の改正は、東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置についても同様とされます。

適用関係

上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。（改所法等附75①）

② 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の見直し

（指令40の5）

床面積要件の下限が40㎡以上（改正前：50㎡以上）に引き下げられました。

適用関係

上記の改正は、令和3年1月1日以後に贈与により取得する住宅取得等資金に係る贈与税について適用されます。（改措令附29②）

3 その他の改正

① 土地に係る固定資産税等の負担調整措置（据え置き等）

- ① 宅地等及び農地の負担調整措置については、令和3年度から令和5年度までの間、据置年度において価格の下落修正を行う措置並びに商業地等に係る条例減額制度及び税負担急増土地に係る条例減額制度を含め、改正前の負担調整措置の仕組みが継続されます。（地法附18、19、改地法等附12）
- ② 令和3年度は、3年に一度の固定資産税評価額の評価替えが行われます。この点について、令和3年度限りの措置として、次の措置が講じられました。

イ

宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限ります。）及び農地（負担水準が100%未満の土地に限ります。）については、令和3年度の課税標準額は令和2年度の課税標準額と同額とされました。

ロ

令和2年度において条例減額制度の適用を受けた土地について、所要の措置が講じられています。

- ③ 土地に係る都市計画税について、固定資産税の改正に伴う所要の改正が行われました。

(2) その他の改正

①	土地の売買による所有権の移転登記等に対する登録免許税の税率の軽減措置（措法72）	適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までとされました。
②	相続に係る所有権の移転登記に対する登録免許税の免税措置（措法84の2の3、改所法等附1）	令和3年4月1日から適用対象となる登記の範囲に、表題部所有者の相続人が受ける土地の所有権の保存登記が加えられた上、その適用期限が1年延長されて、令和4年3月31日までとされました。
③	宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置（地法附11の5）	適用期限が3年延長されて、令和6年3月31日までとされました。
④	住宅及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする特例措置（地法附11の2）	適用期限が3年延長されて、令和6年3月31日までとされました。

IV

相続・贈与にかかる税制 改正のポイント

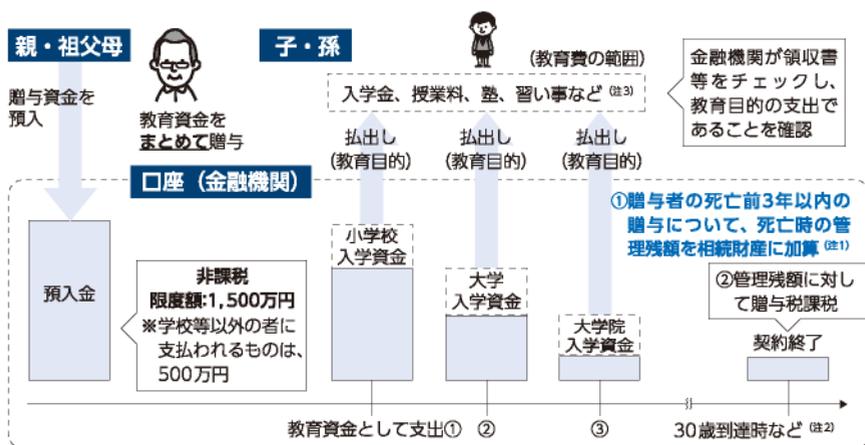
1

教育資金、結婚・子育て資金の 一括贈与に係る贈与税の非課税措置の見直し

(1) 直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し (措法70の2の2、措令40の4の3、措規23の5の3)

制度の概要 (改正前)

- 親・祖父母 (贈与者) は、金融機関 (信託銀行・銀行等・証券会社) に子・孫 (受贈者) 名義の口座等を開設し、教育資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,500万円が非課税。
- 受贈者：子・孫 (0歳～30歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下)
- 贈与者死亡の場合でも、**贈与から3年経過後は**、死亡時の**管理残額が相続財産に加算されない**。^(註1) また、**加算される場合でも、孫に対する相続税額の2割加算は適用されない**。
- 契約終了時^(註2) の管理残額に対して、贈与税を課税。



(注1) 受贈者が、①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合にも、加算の対象外。

(注2) (1) 30歳に達した日(上記(注1)②③に該当する場合を除く)、(2) 30歳に達した日後、上記(注1)②③に該当する日がなくなった年の年末、(3) 40歳に達した日、(4) 信託財産が零になった場合において教育資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

(注3) 23歳以上の受贈者については、①学校等に支払われる費用、②学校等に関連する費用、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講するための費用に限定。

(参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：23万11件、信託財産設定額：約1兆6,702億円

改正前の教育資金の一括贈与に係る課税上の問題点(贈与者死亡時の管理残額の扱い)

○本制度の利用中に贈与者が死亡した場合に、**贈与から3年経過してれば、死亡時点の管理残額は課税対象とならない。**

※贈与者の死亡前3年以内の贈与については、死亡時の管理残額を相続財産に加算。但し、受贈者が①23歳未満である場合、②学校等に在学中の場合、③教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。

教育資金の一括贈与(非課税措置)を利用する場合

(例) 祖父から1,500万円の非課税贈与を受け、祖父が死亡した際、1,300万円の管理残額があった場合(贈与から3年経過)



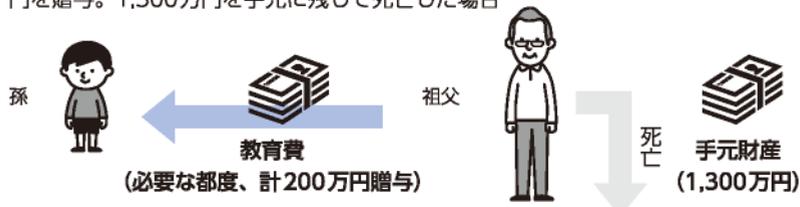
(注) 結婚・子育て資金の一括贈与については、贈与者死亡時の管理残額を相続財産に加算(贈与から贈与者死亡までの期間を問わない)。

(参考) 必要な都度、教育費を贈与する場合

○扶養義務者(親・祖父母)が「必要な都度」、子・孫の教育費を贈与する場合、贈与税の課税対象とならない。(相法21の3①二)

○一方、「すぐに使われない教育費」に相当する財産を贈与した場合には贈与税の課税対象となる。

(例) 祖父が1,500万円の教育費の贈与をするつもりであったが、必要な都度、計200万円を贈与。1,300万円を手元に残して死亡した場合



孫の教育費に充てる必要が生じるまで、贈与者(祖父)が手元に保有したまま贈与者が死亡した場合、手元財産(1,300万円)は相続財産となる

(財務省資料を基に作成)

本制度について、その趣旨(格差の固定化の防止等)に沿うよう次の措置が講じられた上、その適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までとされました。

- ① 信託等があった日から教育資金管理契約の終了の日までの間に贈与者が死亡した場合(その死亡の日において、受贈者が次のいずれかに該当する場合を除きます。)には、その死亡の日までの年数にかかわらず、同日における管理残額を、受贈者がその贈与者から相続等により取得したものとみなされます。

イ 23歳未満である場合

ロ 学校等に在学している場合

ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合

(注) 管理残額…非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額(②において同じ。)

- ② 上記①により相続等により取得したものとみなされる管理残額について、贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象とされました。

【贈与者死亡時の管理残額の取扱いについて】

改正前	改正後
<ul style="list-style-type: none"> 贈与者が死亡した場合、死亡前3年以内の贈与に係る管理残額について、相続財産に加算する。 <p>(注) 受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学中の場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 贈与者死亡時の管理残額について、相続財産に加算する。 <p>(注) 受贈者が23歳未満である場合、学校等に在学中の場合、教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合を除く(改正前と同様)。</p>

・受贈者が贈与者の孫等である場合、当該管理残額に係る相続税額に2割加算の適用なし。



・受贈者が贈与者の孫等である場合、贈与者死亡時の管理残額に係る相続税額に2割加算を適用する。

適用関係

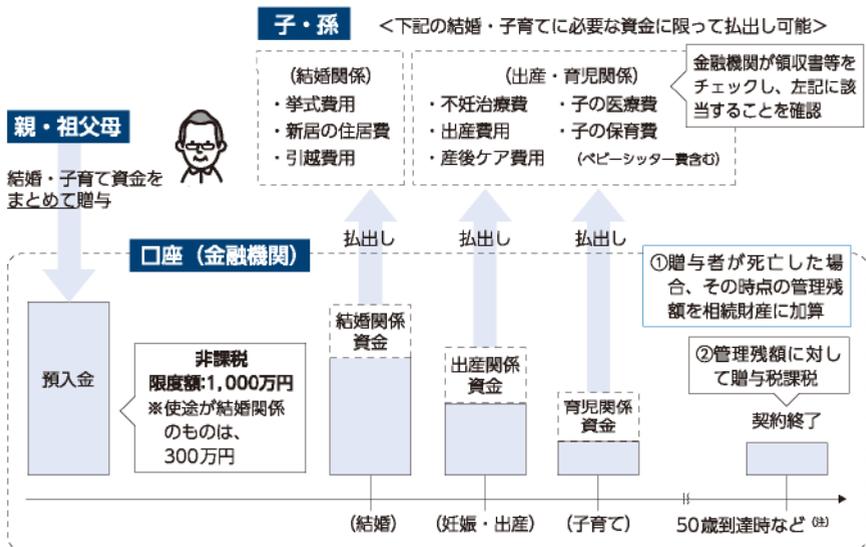
上記①及び②の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

(改所法等附1、75③、改措令附1、29②～⑤、改措規附1、16①)

(2) 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置の見直し (措法70の2の3、措令40の4の4、措規23の5の4)

制度の概要 (改正前)

- 親・祖父母 (贈与者) は、金融機関 (信託銀行、銀行等及び証券会社) に子・孫 (受贈者) 名義の口座等を開設し、結婚・子育て資金を一括して拠出。この資金について、子・孫ごとに1,000万円を非課税とする。
- 受贈者：子・孫 (20歳～50歳、所得要件：合計所得金額1,000万円以下)
- 贈与者死亡時の管理残額を相続財産に加算する。**ただし、孫に対する相続税額の2割加算は適用されない。**
- 契約終了時^(注)の管理残額に対して、贈与税を課税。



(注) (1) 50歳に達した日、(2) 信託財産が零になった場合において結婚・子育て資金管理契約を終了させる旨の合意に基づき終了する日、のいずれか早い日

(参考) 令和2年3月末時点の信託の利用実績 契約件数：6,959件、信託財産設定額：約203億円

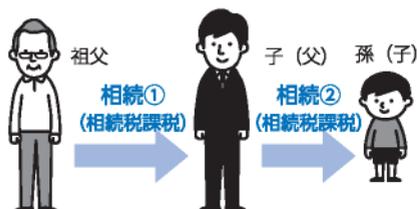
改正前の教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る課税上の問題点（相続税額の2割加算）

○被相続人が子を越して孫に直接遺産を遺贈することにより、相続税の課税を1回免れるといった租税回避（世代とばし）を防止する観点から、配偶者・1親等の血族以外の者（孫（代襲相続人を除く）、兄弟姉妹など）が相続等により財産を取得する場合には、相続税額が20%加算される。

←教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与における贈与者死亡時の残額（相続財産に加算）については、2割加算の対象外。

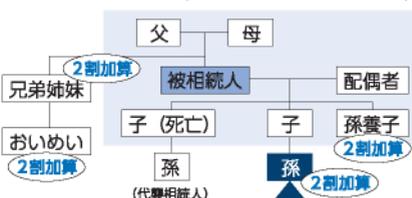
○このように、本制度を利用し、一括して教育資金、結婚・子育て資金を贈与した場合には、相続税の負担回避の効果が生じ得るため、節税目的で利用される余地がある。

祖父から子、子から孫への相続による財産の移転



相続税額の2割加算の対象

配偶者・1親等の血族（原則として2割加算の対象外）



遺贈による祖父から孫への財産の移転（世代とばし）



財産を孫に遺贈し、相続による課税を1回回避

教育資金、結婚・子育て資金贈与

贈与者死亡時の管理残額^(注)について、孫が遺贈により取得したものとみなして相続財産に加算。但し、**相続税額の2割加算は適用されない。**

本制度を利用した場合、何の負担もなく「世代とばし」が可能

(注) 教育資金については、相続開始前3年以内の贈与に係る管理残額のみ加算(但し、受贈者が在学中の場合等を除く)

(財務省資料を基に作成)

本制度について、その趣旨（格差の固定化の防止等）に沿うよう次の措置が講じられた上、その適用期限が2年延長されて、令和5年3月31日までとされました。

① 贈与者から相続等により取得したものとみなされる管理残額について、その贈与者の子以外の直系卑属に相続税が課される場合には、その管理残額に対応する相続税額が、相続税額の2割加算の対象とされました。

(注) 管理残額…非課税拠出額から結婚・子育て資金支出額を控除した残額。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後の信託等により取得する信託受益権等について適用されます。

(改所法等附1、75⑥、改措令附1、29⑥⑦)

【贈与者死亡時の管理残額の取扱いについて】

改正前	改正後
贈与者死亡時の管理残額について、相続財産に加算されるが、受贈者が孫等である場合の2割加算の適用なし。	贈与者死亡時の管理残額について、受贈者である孫等に相続税が課税される場合、相続税額の2割加算を適用する。

(財務省資料を基に作成)

※従来より、本制度は、贈与からの年数を問わず、贈与者の死亡時点の残額は相続財産に加算されています。

- ② 受贈者の年齢要件の下限が18歳以上（改正前：20歳以上）に引き下げられました。

適用関係

上記の改正は、令和4年4月1日から適用されます。

(改所法等附1七ロ)

2 その他の改正

(1) 個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の拡充 (措規23の8の8、23の8の9)

個人事業者の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度について、適用対象となる特定事業用資産の範囲に、被相続人又は贈与者の事業の用に供されていた乗用自動車青色申告書に添付される貸借対照表に計上されているもの（取得価額500万円以下の部分に対応する部分に限ります。）が加えられました。

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得をする減価償却資産について適用されます。

(改措規附1、16②)

IV

(2) 非上場株式等に係る相続税の納税猶予の特例制度の要件緩和

(措規23の10)

次に掲げる場合には、後継者が被相続人の相続開始の直前において特例認定承継会社の役員でないときであっても、本制度の適用を受けることができることとされました（①については、一般制度についても同様とされています）。

①	被相続人が70歳未満（改正前：60歳未満）で死亡した場合
②	後継者が中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の確認を受けた特例承継計画に特例後継者として記載されている者である場合

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に相続又は遺贈により取得をする非上場株式等に係る相続税について適用されます。

(改措規附1、16③)

(3) 相続税等の納税義務者と課税財産の範囲 (相法1の3、1の4)

国内に短期的に居住する在留資格を有する者、国外に居住する外国人等が、相続開始の時又は贈与の時において国内に居住する在留資格を有する者から、相続若しくは遺贈又は贈与により取得する国外財産については、相続税又は贈与税を課さないこととされました。

(注) 在留資格…出入国管理及び難民認定法別表第一の上欄の在留資格。

	日本に滞在中に死亡した 外国人(被相続人)の 滞在期間	相続人が外国に居住 (例：本国に住む家族)	相続人が日本に居住 (相続開始前15年中 10年以下)
改正前	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
改正後	入管法別表第一の 在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税 (国外財産に課税しない)	

(財務省資料を基に作成)

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に相続若しくは遺贈又は贈与により取得する財産に係る相続税又は贈与税について適用されます。(改所法等附1、11①)



その他の税制 改正のポイント



1 消費課税の改正

(1) 課税売上割合に準ずる割合の適用開始時期の見直し (消令47)

「課税売上割合に準ずる割合」を適用するためには、適用しようとする課税期間の末日までに納税地を所轄する税務署長の承認を受けておく必要があります。今回の改正で、課税売上割合に準ずる割合を用いようとする課税期間の末日までに承認申請書を提出し、同日の翌日以後1か月を経過する日までに税務署長の承認を受けた場合には、当該承認申請書を提出した日の属する課税期間から課税売上割合に準ずる割合を用いることができることとされました。

適用関係 上記の改正は、令和3年4月1日から適用されます。(改消令附)

(2) 金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件の見直し (消規15の4)

金又は白金の地金の課税仕入れに係る仕入税額控除の要件として保存することとされている消費税法上の本人確認書類のうち、在留カードの写し並びに国内に住所を有しない者の旅券の写し及びその他これらに類する書類がその対象から除外されました。

適用関係 上記の改正は、令和3年10月1日以後に国内において事業者が行う課税仕入れについて適用されます。(改消規附1一、3)

(3) 印紙税の非課税措置の延長 (新型コロナ特法11、新型コロナ特令8、令和3年政令第8号)

新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置によりその経営に影響を受けた事業者に対して行う特別貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の適用期限が令和4年3月31日まで延長されました。

(4) 車体課税の見直し

(措法90の12、地法149、157、446、451、地法附12の2の10、12の2の12、12の3、29の8の2、29の18、30、改所法等附81、改地法等附9、15等)

新型コロナウイルス感染拡大の影響により、日本経済を支える自動車産業が厳しい状況下に置かれていることを踏まえ、自動車取得時にかかるユーザー負担の大幅な軽減を図る観点から、エコカー減税等の延長・見直しが行われました。

	令和元年 10月	令和2年 4月	令和3年 4月
自動車重量税	消費税10%へ引上げ		令和3年5月 燃費基準見直し・延長
自動車税	環境性能割導入 臨時的軽減措置 (税率1%軽減)		燃費基準見直し 臨時的軽減措置を令和3年12月末 取得分まで延長
	グリーン化特例		対象範囲・燃費基準 見直し・延長
	自動車税種別割の税率引下げ (恒久減税)		
軽自動車税	環境性能割導入 臨時的軽減措置 (税率1%軽減)		燃費基準見直し 臨時的軽減措置を令和3年12月末 取得分まで延長
	グリーン化特例		対象範囲・燃費基準 見直し・延長

(経済産業省資料などを基に作成)

2 納税環境の整備

(1) 税務関係書類における押印義務の見直し (通法124他)

国・地方公共団体を通じたデジタル・ガバメントの推進による行政手続コストの削減や、感染症の感染拡大により、あらわになった課題への対応といった観点から、税務手続の負担軽減のため、税務署長等に提出する国税関係書類のうち納税者等の押印を求めているものについては、従来より実印による押印や印鑑証明書の添付を求めているものを除き、押印義務が廃止されました。また、地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても、国税と同様、押印義務が廃止されました。

【改正後のイメージ】

		具体例	押印の要否
原則	①全般	確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書など	不要
	例外	②担保提供関係書類 ③遺産分割協議書	要
		不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書 相続税・贈与税の特例における添付書類	

(注) 上記の改正の趣旨を踏まえ、押印を要しないこととする税務関係書類については、施行日（令和3年4月1日）前においても、運用上、押印がなくとも改めて求めないこととされています。

（財務省資料を基に作成）

適用関係

上記の改正は、令和3年4月1日以後に提出する税務関係書類について適用されます。（改所法等附1他）

(2) 電子帳簿等保存制度の見直し

（電子帳簿保存法4、5、7、8、旧電子帳簿保存法6～11、措法25の2、電子帳簿保存令1～6、電子帳簿保存規2～6、8）

【帳簿書類等の区分】

名称		内容			
国税関係 帳簿書類	国税関係帳簿	総勘定元帳など			
	国税関係書類	決算関係書類（貸借対照表、損益計算書など）			
		重要書類	重要度：高	契約書、領収書など	
			重要度：中	請求書、納品書など	
一般書類	重要度：低	見積書、注文書など			
電子取引	取引情報の授受を電磁的方法により行う取引				

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、国税関係帳簿書類を電子的に保存する際の手続が抜本的に見直されました。

具体的には、事前承認制度を廃止するほか、改正前の厳格な要件を充足する事後検証可能性の高い電子帳簿については、信頼性確保の観点から優良な電子帳簿としてその普及を促進するための措置が講じられ、その他の電子的な帳簿についても、正規の簿記の原則に従うなど一定の要件を満たす場合には電子帳簿として電子データのまま保存することが当面可能とされました。

また、紙の領収書等の原本に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件が大幅に緩和され、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講じられました。

① 国税関係帳簿書類の電磁的記録による保存制度の見直し

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">イ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">手続の簡素化</p>	<p>○承認制度が廃止されました。</p> <p>○国税関係帳簿書類（国税関係帳簿については、正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。□において同じ。）について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、「一定の要件」に従って、その国税関係帳簿書類に係る電磁的記録の保存を行うことができるとされました。</p> <p>〔一定の要件〕</p> <table border="1" data-bbox="255 587 1000 804"> <tr> <td data-bbox="255 587 333 632">(イ)</td> <td data-bbox="333 587 1000 632">電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 632 333 735">(ロ)</td> <td data-bbox="333 632 1000 735">電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること</td> </tr> <tr> <td data-bbox="255 735 333 804">(ハ)</td> <td data-bbox="333 735 1000 804">国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする</td> </tr> </table>	(イ)	電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと	(ロ)	電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること	(ハ)	国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする
(イ)	電子計算機処理システムの概要書その他一定の書類の備付けを行うこと						
(ロ)	電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書等を備え付け、ディスプレイの画面等に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力することができること						
(ハ)	国税庁等の当該職員の質問検査権に基づくその国税関係帳簿書類に係る電磁的記録のダウンロードの求めがある場合には、これに応じることとする						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ロ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">過少申告加算税の減免</p>	<p>上記イの(イ)及び(ロ)の要件、改正前の訂正等履歴要件及び相互関連性要件並びに44ページの②の二の「検索要件」（改正後）と同様の検索要件の全てを満たして「一定の国税関係帳簿」^(注1)に係る「電磁的記録の保存等」を行う者^(注2)のその電磁的記録に記録された事項に関し所得税、法人税又は消費税に係る修正申告又は更正があった場合^(注3)には、その記録された事項に関し生じた申告漏れに課される過少申告加算税の額については、通常課される過少申告加算税の額から当該申告漏れに係る所得税、法人税又は消費税の5%に相当する金額を控除した金額とされました。</p> <p>(注1) 一定の国税関係帳簿…所得税若しくは法人税の青色申告者が保存しなければならないこととされる仕訳帳、総勘定元帳その他必要な帳簿又は消費税の事業者が保存しなければならないこととされる帳簿。</p> <p>(注2) その旨の届出書をあらかじめ提出した者に限ります。</p> <p>(注3) 申告漏れについて、隠蔽し、又は仮装された事実がある場合を除きます。</p>						
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">ハ</p> <p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">青色申告特別控除</p>	<p>上記の改正に伴い、所得税の青色申告特別控除の控除額65万円の適用要件について、仕訳帳及び総勘定元帳につき国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存制度の要件を満たす電磁的記録の保存等を行っていることを、仕訳帳及び総勘定元帳につき上記□の要件を満たす「電磁的記録の保存等」を行っていることとされるほか、所要の措置が講じられました。</p>						

適用関係

上記イの改正は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用され、上記ロの改正は、令和4年1月1日以後に法定申告期限等が到来する国税について適用され、上記ハの改正は令和4年分以後の所得税について適用されます。なお、ハの改正は、青色申告書を提出することにつき税務署長の承認を受けている個人が、その年において一定の帳簿書類の電磁的記録等による備付け及び保存に係る承認を受けて当該帳簿書類の電磁的記録等による備付け及び保存を行っている場合には、その年において上記の要件を満たしているものとみなします。(改所法等附1五チ、34、82、電子帳簿保存令附1、改電子帳簿保存規附1、2)

【電子帳簿等保存制度に係る手続の簡素化】

信頼性の高い改正前の電子帳簿についてはインセンティブを設けることで記帳水準の向上を図るとともに、クラウド会計などの低コストのソフトの利用拡大を図り、正規の簿記の普及とペーパーレス化に資する観点から、電子帳簿等保存制度について、以下の措置が講じられました。

	改正前	改正後
①	<ul style="list-style-type: none"> ●電子的に作成された帳簿書類を電子データのまま保存する場合には、<u>事前に税務署長の承認が必要</u>。 	<ul style="list-style-type: none"> ●<u>承認制度を廃止</u>し、電子帳簿利用上の事務負担を削減。
②	<ul style="list-style-type: none"> ●電子帳簿として保存が認められるのは以下の要件を満たすものに限定。 イ 訂正等の履歴が残ること、帳簿間で相互関連性があること、検索機能があること ロ モニター、説明書等を備え付けること 	<ul style="list-style-type: none"> ●所得税、法人税又は消費税の保存義務が課される帳簿^(※1)について改正前の要件を充足して電子保存し、その旨を届け出た者については、<u>その電子帳簿(優良電子帳簿)に関連して過少申告があった場合には、過少申告加算税を5%軽減する^(※2)</u>。 <small>(※1) 所得税・法人税については、総勘定元帳・仕訳帳等、青色申告者の保存帳簿。 (※2) ただし、その過少申告に係る修正申告・更正に重加算税対象が含まれる場合には軽減しない。</small>
③	<ul style="list-style-type: none"> ●②の要件を満たさない電子帳簿は電子データのまま保存することができず、紙を印刷して保存。 	<ul style="list-style-type: none"> ●モニター、説明書の備付け等の最低限の要件(改正前の②のロ及び税務職員が税務調査において必要な範囲で行使する質問検査権に基づくデータのダウンロードの求めに応じることの要件)を満たす電子帳簿(正規の簿記の原則に従って記録されるものに限る。)についても、<u>電子データのまま保存することが可能(紙を印刷しての保存は不要)</u>。

● 青色申告特別控除の取扱い【改正前の青色申告特別控除制度】

	正規の簿記の原則に従い記録している者	左記に加え、①電子帳簿保存又は②e-Taxによる電子申告をしている者	左記以外の者
控除額	55万円	65万円	10万円

➡【改正後】上記の電子帳簿等保存制度の見直し後は、上記の青色申告特別控除65万円の①については、「優良電子帳簿保存」の場合に適用され、「一般電子帳簿保存」の場合には適用されない。 ※貸借対照表の添付等他の要件は充足している必要

(財務省資料を基に作成)

② 国税関係帳簿書類に係るスキャナ保存制度の見直し

イ	承認制度	廃止されました。
ロ	タイムスタンプ要件	<ul style="list-style-type: none"> 付与期間（改正前：3日以内）は記録事項の入力期間（最長約2か月以内）と同様とされました。 受領者等がスキャナで読み取る際に行う国税関係書類への自署が不要とされました。 電磁的記録について訂正又は削除を行った事実及び内容を確認することができるシステム（訂正又は削除を行うことができないシステムを含みます。）において、その電磁的記録の保存を行うことをもって、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。
ハ	適正事務処理要件	「相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等」（適正事務処理要件）が廃止されました。
ニ	検索要件	検索項目を取引等の年月日、取引金額及び取引先に限定するとともに、保存義務者が国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることとする場合にあっては、範囲指定及び項目を組み合わせて設定できる機能の確保が不要とされました。

適用関係

上記イの改正は、令和4年1月1日から施行されます。また、上記ロからニの改正は、令和4年1月1日以後に備付けを開始する国税関係帳簿又は保存を行う国税関係書類について適用されます。

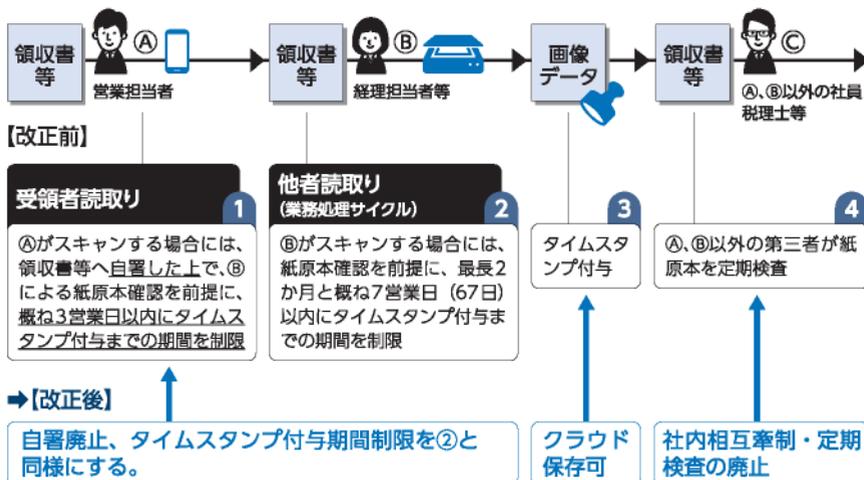
(改所法等附1五チ、82)

【スキャナ保存制度の要件緩和及び不正行為に係る担保措置の創設】

紙の領収書等に代えてスキャナ画像を保存することができる制度（スキャナ保存制度）については、ペーパーレス化を一層促進する観点から、手続・要件が大幅に緩和されるとともに、電子データの改ざん等の不正行為を抑止するための担保措置が講じられました。

	改正前	改正後
①	<ul style="list-style-type: none"> 取引先から受領した領収書等についてスキャナ保存するためには、事前に税務署長の承認が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> 承認制度を廃止し、スキャナ保存利用上の事務負担を削減。 (※) 要件違反のスキャナ画像を税法上の保存書類として扱わない(宥恕あり) 取扱いとする。
②	<ul style="list-style-type: none"> 原本とスキャナとの同一性を担保し、改ざん等を防止する観点から以下の要件が存在。 <ul style="list-style-type: none"> 領収書には受領者が自置 経理担当者がスキャンする場合は最長約2か月以内にタイムスタンプを付与(営業担当者がスキャンする場合は概ね3営業日以内) 紙の原本とスキャナ画像とが同一である旨を社内や税理士等がチェック(社内相互牽制・定期検査) 	<ul style="list-style-type: none"> 領収書への自置は廃止 タイムスタンプ付与までの期間は最長約2か月以内に統一(電子取引も同様) 訂正・削除履歴の残るクラウドに最長約2か月以内に格納する場合はタイムスタンプを不要化 紙の原本とスキャナ画像との同一性チェック(社内相互牽制・定期検査)は不要化
③	<ul style="list-style-type: none"> 改正前の要件だけでは改ざん等の不正行為を十分に抑止できていない(例: 定期検査を求めても会社ぐるみの不正は防止できない)。 	<ul style="list-style-type: none"> 要件を大幅に緩和する一方で、電子データに関連して改ざん等の不正が把握されたときは、重加算税を10%加重(電子取引についても同様)。

● 業務フローのイメージ (一般的な流れ)



(財務省資料を基に作成)

③ 電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存制度の見直し

イ	タイム スタンプ要件	付与期間（改正前：遅滞なく）が記録事項の入力期間（最長約2か月以内）と同様とされました。
ロ	検索要件	上記スキャナ保存制度におけるものと同様の措置が講じられたことに加え、判定期間における売上高が1,000万円以下である保存義務者が「国税庁等の当該職員の質問検査権に基づく求め」に応じることとする場合にあっては、検索要件の全てが不要とされました。 <small>（注）判定期間…個人事業者にとっては電子取引が行われた日の属する年の前々年度の1月1日から12月31日までの期間をいい、法人にあっては電子取引が行われた日の属する事業年度の前々事業年度。</small>

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日から適用されます。

（改電帳保存規附1）

【電子取引に係るデータ保存制度の要件の見直し・保存方法の適正化】

【改正前】 電子取引に係るデータ保存制度の検索要件

- ① 取引年月日その他の日付、取引金額その他の国税関係帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索の条件として設定
- ② 日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定
- ③ 2以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定

→【改正後】

- ①の検索要件について、「日付、金額、取引先」に限定。
- 保存義務者が、税務職員の質問検査権行使に基づくダウンロードの求めに応じる場合には、②③の検索要件が不要（電子帳簿等保存制度、スキャナ保存制度も同様）。この場合において保存義務者が売上高1,000万円以下の事業者等の場合には、全ての検索要件が不要。

（注）上記の見直しと併せて、電子取引に係るデータに要件違反があった場合でも、改正前は、電子データを書面で出力して保存することが認められていますが、申告所得税及び法人税に係る保存義務者が行う電子取引に係るデータの出力書面について、税法上の保存書類として扱わない（宥恕あり）こととされました。

（財務省資料を基に作成）

（3） 納税管理人制度の拡充（通法117、通令39の2、通規12の2）

クロスボーダー取引が活発化する中で、国内に何らの拠点を持たない外国法人や非居住者らによる経済活動が活発になる中、これらの者に対して税務調査等を行う場合には、国内に所在する納税管理人を通じた接触のほか、租税条約に基づいた情報交換要請等によって対応がされています。しかしながら、当局側から接触の必要性があるにもかかわらず、納税者による納税管理人の選任が行われなかったとしても、現状では当局側に取りうる措置がないことから、こ

のような場合についても効果的に税務調査等を行うため、納税管理人が適切に選任されることを確保する措置が講じられました。

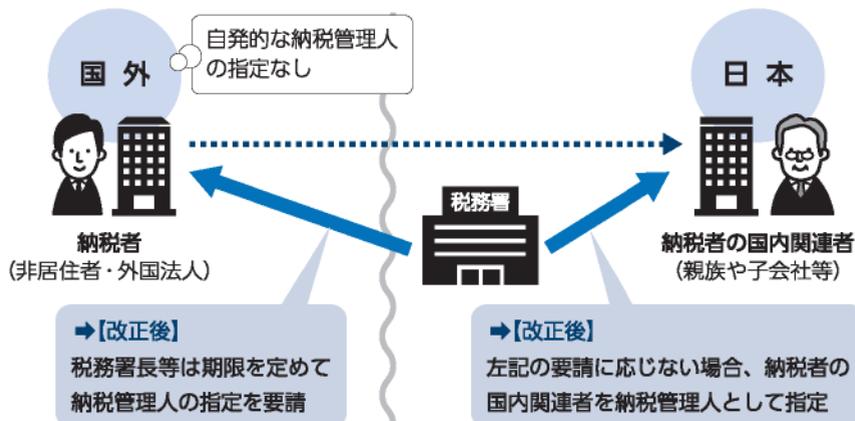
→【改正後】

- ① 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、その納税者に対し、納税管理人に処理させる必要があると認められる事項（以下「特定事項」といいます。）を明示して、60日を超えない範囲内においてその準備に通常要する日数を勘案して定める日（以下「指定日」といいます。）までに、納税管理人の届出をすべきことを書面で求めることができるとされました。
- ② 納税管理人を定めるべき納税者が納税管理人の届出をしなかったときは、所轄税務署長等は、特定事項の処理につき便宜を有する者（国内に住所又は居所を有する者に限る。以下「国内便宜者」といいます。）に対し、その納税者の納税管理人となることを書面で求めることができるとされました。
- ③ 所轄税務署長等は、上記①の求めを受けた納税者（以下「特定納税者」といいます。）が指定日までに納税管理人の届出をしなかったときは、上記②により納税管理人となることを求めた国内便宜者のうち一定の国内関連者を特定事項を処理させる納税管理人（以下「特定納税管理人」といいます。）として指定することができることとされました。
- ④ 上記③の特定納税管理人の指定については、特定納税者及び特定納税管理人に対して書面により通知を行い、これらの者による不服申立て又は訴訟が可能とされるほか、所要の措置が講じられています。

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日以後に行う上記①から③までの求めについて適用されます。（改所法等附1五八、改通令附①、改通規附1一）

【改正後のイメージ】



（財務省資料を基に作成）

(4) 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化 (地法321の4)

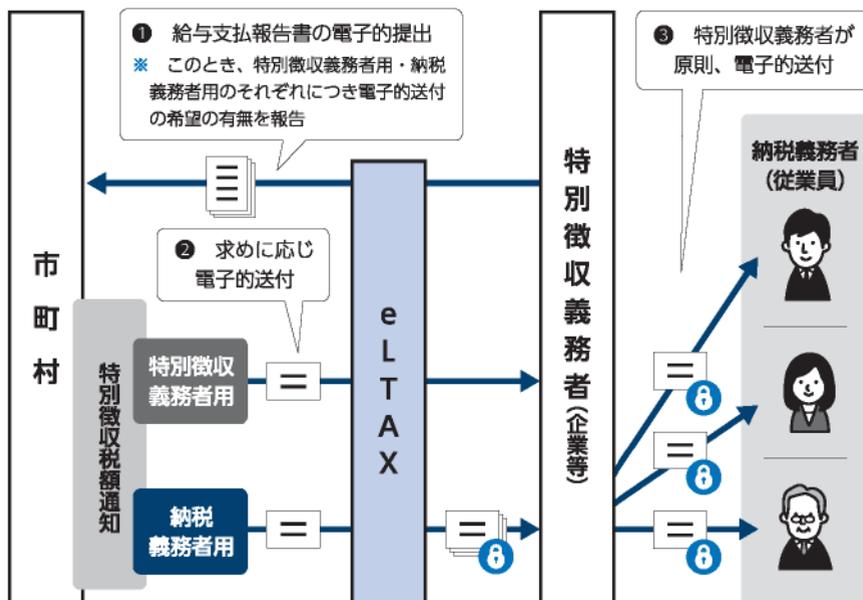
個人住民税の給与所得に係る特別徴収税額通知について、次の見直しが行われました。

	要件・手続	内容
特別徴収義務者用 (事業者用)	eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者が申出をしたとき。	市町村は、その通知の内容をeLTAXを経由し、その特別徴収義務者に提供しなければならないこととされます。
納税義務者用 (従業員用)	eLTAXを経由して給与支払報告書を提出する特別徴収義務者であって、個々の納税義務者にその通知の内容を電磁的方法により提供することができる体制を有する者が申出をしたとき。	市町村は、その通知の内容をeLTAXを経由してその特別徴収義務者に提供し、その特別徴収義務者を経由して納税義務者に提供しなければならないこととされます。 この場合において、その特別徴収義務者は、その通知の内容を電磁的方法により納税義務者に提供するものとされます。

適用関係

上記の改正は、令和6年度分以後の個人住民税について適用されます。(改地法等附1五)

【電子化のイメージ】



(財務省資料を基に作成)

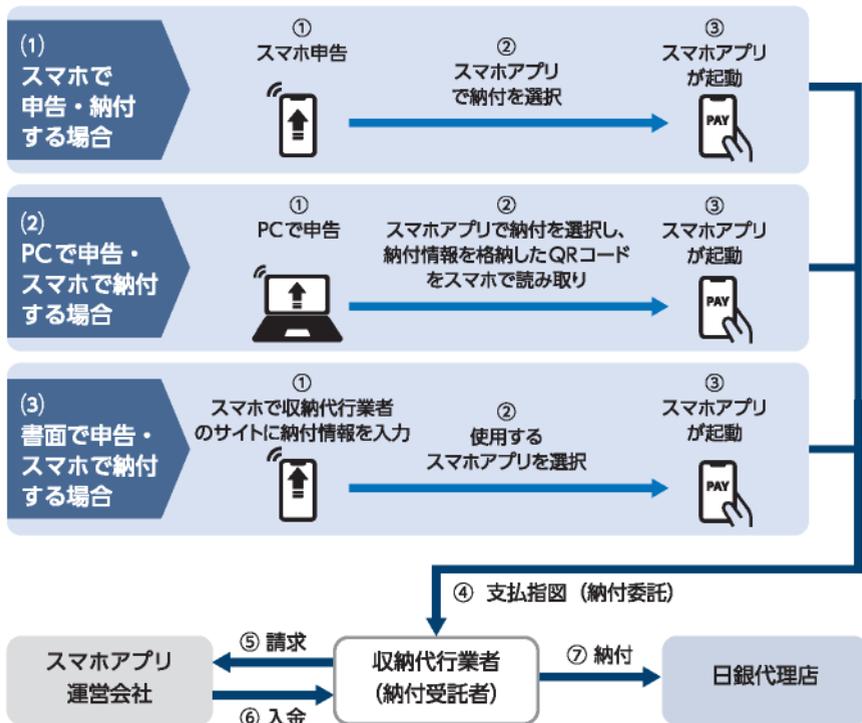
(5) スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段の創設

国税の納付手段について、国税を納付しようとする者がスマートフォンを使用した決済サービスに係る事項につきインターネットを利用して行う入力により納付しようとする場合には、国税庁長官が指定する納付受託者に納付を委託することができることとされました。この場合において、納付受託者が国税を納付しようとする者の委託を受けた日に国税の納付があったものとみなして、延滞税、利子税等に関する規定を適用するほか、納付受託者の納付義務、帳簿保存義務、納付受託者の指定の取消し等について所要の措置が講じられています。

(注) 地方税の納付手続においても、国税の制度と同様に、その事業者の納付義務等について所要の措置が講じられました。

→【改正後】

国税納付の更なるキャッシュレス（非対面）化を推進する観点から、電子情報処理組織による通知に基づき行う国税の納付について、自宅等においてスマートフォンのアプリ決済サービス（〇〇pay等）を使用する方法により行うことが可能とされます（令和4年1月4日施行）。



【スマホアプリ納付の概要】

- 納付書で納付できる国税を対象とし、税目については基本的に制限なし。税額は、スマホアプリ業者の取扱いを踏まえ、30万円以下に限定。
- 手数料は国が負担。利用者（納税者）負担とはしない。
- 納税者が上図の④支払指図をした日（納付委託日）に国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等を適用。
- 適正なスマホアプリ納付を実現するための所要の措置が講じられる（納付受託者の指定・取消し、納付受託者の納付義務・帳簿保存義務・報告義務 等）。

（財務省資料を基に作成）

適用関係

上記の改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税について、また、令和4年1月4日以後に地方税の納付を委託する場合について適用されます。

⑥ クラウド等を利用した支払調書等の提出方法の整備

支払調書等の提出をする者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、クラウド等^(注)に備えられたファイルにその支払調書等に記載すべき事項（以下「記載情報」といいます。）を記録し、かつ、税務署長に対してそのファイルに記録されたその記載情報を閲覧し、及び記録する権限を付与することにより、支払調書等の提出をすることができることとされたほか、所要の措置が講じられました。

また、この届出及び国税庁長官の認定に関する手続については、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされています。

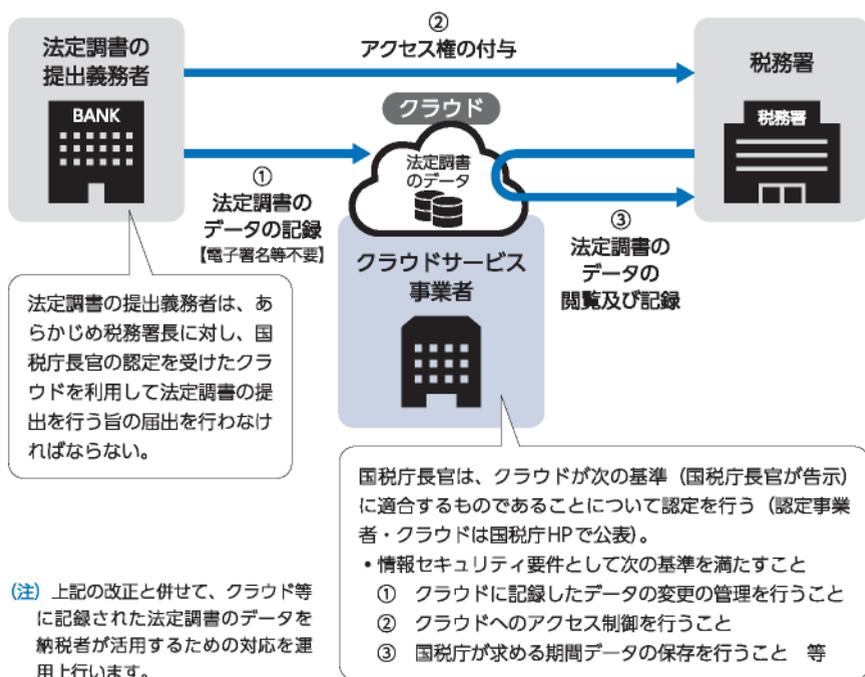
(注) 国税庁長官の定める基準に適合するものであることについてそのクラウド等を管理する者が国税庁長官の認定を受けたものに限り、ます。

適用関係

上記の改正は、令和4年1月1日以後に提出する支払調書等について適用されます。

【クラウドサービス等を活用した法定調書の新しい提出方法の創設】

- 法定調書の提出義務者は、あらかじめ税務署長に届け出た場合には、①国税庁長官が定める基準に適合することについて認定を受けたクラウド等に備え付けられたファイルにその法定調書のデータを記録し、かつ、②税務署長に対して法定調書のデータを閲覧する等の権限（アクセス権）を付与する方法により、法定調書の提出が可能とされました（令和4年1月1日以後に行う申請等について適用）。
- なお、法定調書の提出義務者がアクセス権の付与（下図②）を行うことから、電子署名及び電子証明書が不要とされました。



(注) 上記の改正と併せて、クラウド等に記録された法定調書のデータを納税者が活用するための対応を運用上行います。

(財務省資料を基に作成)

【本冊子で使用している略称】

地 法	……………	地方税法
所 法	……………	所得税法
法 法	……………	法人税法
相 法	……………	相続税法
通 法	……………	国税通則法
措 法	……………	租税特別措置法
新型コロナ税特法	……………	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律
電子帳簿保存法	……………	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律
所 令	……………	所得税法施行令
消 令	……………	消費税法施行令
通 令	……………	国税通則法施行令
措 令	……………	租税特別措置法施行令
新型コロナ税特令	……………	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令
電子帳簿保存令	……………	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行令
消 規	……………	消費税法施行規則
通 規	……………	国税通則法施行規則
措 規	……………	租税特別措置法施行規則
新型コロナ税特規	……………	新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則
電子帳簿保存規	……………	電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律施行規則
改地法等附	……………	地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則
改所法等附	……………	所得税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第11号）附則
改所令附	……………	所得税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第113号）附則
改消令附	……………	消費税法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第116号）附則
改通令附	……………	国税通則法施行令の一部を改正する政令（令和3年政令第117号）附則
改措令附	……………	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（令和3年政令第119号）附則
改消規附	……………	消費税法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第18号）附則
改通規附	……………	国税通則法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第19号）附則
改措規附	……………	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（令和3年財務省令第21号）附則

監修：税理士 杉田宗久

執筆：税理士 上西左大信、税理士 佐藤善恵

企画・制作：清文社